

えがお  
愛顔つなぐえひめ国体セーリング競技リハーサル大会

高松宮妃記念杯第 62 回全日本実業団ヨット選手権大会

第 18 回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会

2016 年全日本セーリング選手権大会

## 帆 走 指 示 書



笑顔つなぐえひめ国体マスコット みきゃん

- 共同主催 公益財団法人日本セーリング連盟  
全日本実業団ヨット連盟 セーリングスピリッツ協会  
新居浜市 新居浜市教育委員会  
えがお  
愛顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会  
愛媛県セーリング連盟
- 後 援 日本 4 7 0 協会 日本スナイプ協会 日本 4 2 0 協会  
日本レーザークラス協会 日本ウインドサーフィン協会  
愛媛県 愛媛県教育委員会  
えがお  
愛顔つなぐえひめ国体・愛顔つなぐえひめ大会実行委員会  
公益社団法人愛媛県体育協会 新居浜市体育協会 新居浜港務局
- 協 力 マリンパーク新居浜管理企業共同体  
新居浜マリーナサービス（株）

[NP] は、違反が艇による抗議の根拠とはならない規則を意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

[DP] は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。

## 1 適用規則

- 1.1 2013-2016 セーリング競技規則（以下「規則」という。）に定義された規則を適用する。
- 1.2 付則 P1 の「セール番号」を「識別番号又はセール番号」に置き換え、付則 P を適用する。
- 1.3 スナイプ級については、規則 41 に以下を追加して適用する。  
「艇は、同一チームの他の艇から情報授受を含む援助を受けることができる。」
- 1.4 スナイプ級については、規則 60.1 (b) に以下を追加して適用する。  
「艇は、同一チームの他の艇から受けた損傷または傷害にもとづく救済を求めることはできない。」
- 1.5 スナイプ級について、SCIRA クラス規則「国内選手権及び国際選手権大会運営のための運営規則」は適用しない。
- 1.6 国体ウインドサーフィン級について、付則 B を適用する。ただし、規則 B5 中の規則 61 の変更及び B8 は適用しない。

## 2 競技者への通告

競技者への通告は、クラブハウス北側に設置された公式掲示板に掲示する。

## 3 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書（以下、「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。
- 3.2 レースエリアの変更は、当該レースの「D 旗」掲揚までに掲示する。
- 3.3 レース日程の変更は、それが発効する前日の 19 時 00 分までに掲示する。

## 4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス 2 階に設置された信号柱に掲揚する。
- 4.2 [NP] [DP] 音響 1 声とともに掲揚される「D 旗」は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発する。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで離岸してはならない。「D 旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみ適用する。
- 4.3 指示 5.1 に示された個別のレースに対して、「回答旗」は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。
- 4.4 Y 旗が陸上で掲揚された場合は、水上にいる間は常に規則 40 を適用する。この項は、規則第 4 章前文を変更している。

## 5 競技日程

5.1 競技の日程は、以下のとおりとする。

月日	予告信号 予定時刻	A海面		予告信号 予定時刻	B海面	
9月17日 (土)	12:30	470級	第1レース	12:40	国体ウインドサーフィン級	第1レース
	12:37	スナイプ級	第1レース	13:10	レーザー級	第1レース
				13:17	レーザーラジアル級	第1レース
9月18日 (日)	引続き	470級	第2レース	引続き	レーザー級	第2レース
		スナイプ級	第2レース		レーザーラジアル級	第2レース
	14:30	セーリングスピリッツ級	第1レース	15:00	国体ウインドサーフィン級	第2レース
	14:37	420級	第1レース			
9月18日 (日)	9:30	470級	第3レース	9:40	国体ウインドサーフィン級	第3レース
	9:37	スナイプ級	第3レース	10:10	レーザー級	第3レース
	10:30	セーリングスピリッツ級	第2レース	10:17	レーザーラジアル級	第3レース
	10:37	420級	第2レース			
	12:30	470級	第4レース	12:40	国体ウインドサーフィン級	第4レース
12:37	スナイプ級	第4レース	13:10	レーザー級	第4レース	
13:30	セーリングスピリッツ級	第3レース	13:17	レーザーラジアル級	第4レース	
13:37	420級	第3レース				
引続き	セーリングスピリッツ級	第4レース				
	420級	第4レース				
9月19日 (月)	9:30	470級	第5レース	9:40	国体ウインドサーフィン級	第5レース
	9:37	スナイプ級	第5レース	10:10	レーザー級	第5レース
	9:50	セーリングスピリッツ級	第5レース	10:17	レーザーラジアル級	第5レース
	9:57	420級	第5レース			

(1) 各海面の引き続き行うレースは、その前のレースの各種目終了後、引き続き行う。

(2) 国体ウインドサーフィン級(成年男女)、420級(少年男女)、レーザーラジアル級(成年女子、少年男女)は、それぞれの種目において、全種別が同時スタートを実施する。

(3) 天候等の事情により競技日程及びレース海面は、レース委員会において変更することがある。

5.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するため、予告信号を発する最低5分以前に、レース委員会信号艇に音響1声とともに「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。

5.3 9月19日は、11:30を超えて予告信号を発しない。

## 6 クラス旗

クラス旗は、以下のとおりとする。

競技種目	クラス旗	旗色
470級	470級旗	白地に青記章
スナイプ級	スナイプ級旗	白地に赤記章
セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級旗	白地に黒記章
420級	420級旗	白地に青記章
レーザー級	レーザー級旗	白地に赤記章
レーザーラジアル級	レーザーラジアル級旗	黄緑地に赤記章
国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級旗	白地に青記章

## 7 レースエリア

- 7.1 新居浜市新居浜マリーナ沖の「添付資料1」に示す海面に、A、Bの2海面を設定する。
- 7.2 「添付資料1」どおりのレースエリアにならなくても、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

## 8 コース

- 8.1 「添付資料2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

## 9 マーク

- 9.1 A海面 マーク 1、2、3s、3p、4s および 4p は、青色の円筒形ブイとする。  
B海面 マーク 1、4s および 4p は黄色の円筒形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端となるレース委員会信号艇とポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。
- 9.4 指示 12 に定める新しいマークはA海面では赤色の円筒形ブイ、B海面ではピンク色の円筒形ブイを使用する。

## 10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 [NP] [DP] 予告信号が発せられていないクラスの艇は、他のクラスのスタート手順の間、スタート・ラインから概ね 50m 以内のプレ・スタートサイドとコースサイドから離れていなければならない。
- 10.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは規則 A4 を変更している。

- 10.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。この項は規則レース信号および29.2を変更している。
- 10.5 U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートもしくは再レース、またはスタート信号前に延期もしくは中止された場合には、失格とはされない。この項は規則26を変更している。この規則が適用される場合には、規則29.1は適用されない。この項は規則29.1を変更している。U旗による失格の得点は「UFD」と記録される。この項は規則A11を変更している。

## 11 規則 30.3 適用に伴う掲示

規則 30.3 の「セール番号」を「識別番号」に置き換える。

## 12 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（または、フィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに「元のマーク」を除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは「元のマーク」で置き換える。

## 13 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

## 14 スタート後の短縮または中止

- 14.1 レース委員会は規則 32.1 に基づくほか競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合および、指示 15 に定めるマーク 1 のタイム・リミット内に1艇もマーク 1 を通過できそうもない場合、レースを中止することができる。
- 14.2 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも、「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。この項は規則レース信号および32.1を変更している。

## 15 タイム・リミットとターゲット・タイム

15.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウインド及びターゲット・タイムは、次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウインド <sup>△</sup>	ターゲット・タイム
470級	60分	20分	15分	40分
スナイプ級	60分	20分	15分	40分
セーリングスピリッツ級	60分	20分	15分	40分
420級	60分	20分	15分	40分
レーザー級	50分	20分	15分	35分
レーザーラジアル級	60分	20分	15分	40分
国体ウインドサーフィン級	30分	10分	10分	20分

15.2 規則 30.3 および指示 10.5 に違反しないでスタートした先頭艇が、コースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウインド内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。この項は、規則 35、A4 および A5 を変更している。

15.3 各クラスのターゲット・タイムどおりとならなくても、艇からの救済要求の根拠とはならない。この項は、規則 62.1(a) を変更している

## 16 抗議と救済要求

16.1 抗議および救済要求または審問再開の要求は、締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に提出しなければならない。

用紙は「プロテスト委員会事務局」で入手できる。

16.2 抗議締切時刻は掲示する。その日の当該クラスの抗議締切時刻は、最終レース終了後、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。

16.3 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。

16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために掲示する。

16.5 指示 1.2 に基づき、規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを、掲示する。

16.6 レース公示 12 (8)、(9)、22 および [NP] と記された帆走指示書の規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a) を変更している。

16.7 クラス規則、レース公示 12 (8)、(9)、22 および [DP] と記された帆走指示書の規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

- 16.8 審問再開の要求は、判決を通告された日の翌日の9時までに提出されなければならない。ただし、9月19日に判決を通告された場合には、判決を通告されてから15分以内に提出されなければならない。この項は規則66を変更している。
- 16.9 9月19日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から15分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。
- 16.10 日本セーリング連盟規程4.3に基づき、プロテスト委員会の判決をもって最終とする。

## 17 得点

- 17.1 本大会は各クラスとも5レースが予定され、それぞれ1レースの完了をもって成立する。
- 17.2 艇の得点は、成立したレースが3レース以下の場合、全レースの合計得点とし、4レース以上成立した場合は、最も悪い得点を除外した得点の合計とする。
- 17.3 同時にスタートした種目については、そのレース毎の順位で得点を計算し、個別種別毎での得点計算は行わない。
- 17.4 470級、スナイプ級および420級の得点は、オープン参加の艇を含めて一連の順位を決定し得点を与える。
- 17.5 スナイプ級のチームのシリーズ得点は、チームを構成する2艇のシリーズ得点の合計とし、合計得点が少ないチームを上位とする。1艇チームの場合は、1艇のシリーズ得点に1艇のDNC（参加艇数+1点）のシリーズ得点を加算したものをそのチーム得点とする。
- 17.6 スナイプ級のチーム得点と同点の場合、構成する2艇のうち上位の1艇のシリーズの得点を比較し、上位のチームを上位とする。それでも同点がある場合は付則A8を適用してタイを解き、上位のチームを上位とする。
- 17.7 指示18の申告に関する手続に誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与えることができる。ただし、その艇は、「フィニッシュしなかった艇」より悪い得点を与えられることはない。この項は規則63.1、規則A4およびA5を変更している。なお、引き続きレースが行われた場合には、指示18.3の手続の誤りについてはその直後のレースに、指示18.4の手続の誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 17.8 参加艇数とは、当該クラスに参加が認められた艇の数とする。
- 17.9 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合には、艇は「レース委員会事務局」に用意されている「得点照会要請書」に所定の事項を記入し、「レース委員会事務局」に訂正を要請しなければならない。

## 18 申告〔NP〕〔DP〕

- 18.1 出艇および帰着申告は、署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所」に用意される。
- 18.2 署名は艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 18.3 出艇しようとする艇の艇長は、午前のレースの場合は8時30分から、午後のレースの場合は11時30分から、当該クラスの「D旗」掲揚10分後までに署名用紙に署名をしなければならない。引き続きレースが予定されている場合は、上記受付時間内に引き続き予定されているレースの分も併せて申告しなければならない。出艇申告をした艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、速やかに「レース申告受付所」で出艇申告の取消しをしなければならない。

らない。

- 18.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該クラスのレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後までに署名用紙に署名をしなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 18.5 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合は、指示 18.3 に従い、再度出艇申告を行わなければならない。
- 18.6 リタイアしようとする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、可能な場合にはリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。当該艇の艇長は、帰着後直ちに指示 18.4 の帰着申告を行ったうえ、「リタイア報告書」を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

## 19 安全規定

- 19.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。この項は規則 62.1(a)を変更している。
- 19.2 470級および420級を除き、艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付けることができる。

## 20 装備の交換と計測のチェック

- 20.1 [DP] 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。装備の交換要請は、最初の妥当な機会に「計測・競艇部」で入手できる文書に記入のうえ、「計測・競艇部」に提出しなければならない。
- 20.2 艇、ボードまたは装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。海上で艇またはボードは、計測艇により検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

## 21 運営艇

- 21.1 運営艇の識別旗は、下記のとおりとする。

運 営 艇	識 別 旗
競技委員会	白地に赤字「VIP」
レース委員会	白地に赤字「RC」
プロテスト委員会	赤地に白字「PROTEST」
救助艇	緑地に白字「RESCUE」
報道艇	白地に緑文字「MEDIA」
計測艇	白地に赤字「MEASUREMENT」

- 21.2 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇による救済の根拠とはならない。この項は規則 62.1(a)を変更している。



## 22 支援艇 [NP] [DP]

- 22.1 支援艇は、「レース委員会事務局」で入手できる「支援艇許可申請書」に記入のうえ、9月16日（金）の9時から17日（土）の11時までに「レース委員会事務局」に提出し許可を受けることにより、9月16日（金）から19日（月）まで使用できる。
- 22.2 出艇から帰着するまでの間、「ピンク色旗」を明確に掲揚しなければならない。「ピンク色旗」はレース委員会で用意され、大会終了後、返却しなければならない。
- 22.3 大会期間中は、新居浜マリーナ内の指定場所に設置（係留）しなければならない。
- 22.4 支援艇の出艇および帰着申告は署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所」に用意される。支援艇の出艇申告は、午前のレースの場合は8時30分から、午後のレースの場合は11時30分から受け付ける。なお、指示4に規定する「D旗」が掲揚されていない場合、支援艇もこれに従うものとする。支援艇の帰着申告は、その日の最終レースの終了後、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分までとする。
- 22.5 艇およびすべての運営艇の運航を妨げてはならない。また、最初にスタートするクラスの予告信号時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発した後2分間までは、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 22.6 引き続きレースが行われる場合、支援艇は、艇がフィニッシュしてから次の予告信号が発せられるまでの間、艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物およびごみの授受支援を行うことができる。ただし、レース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。
- 22.7 天候等の状況により、レース委員会から各支援艇に対する救助要請を行う場合、レース委員会艇に「ピンク色旗」を掲揚する。この場合、指示22.5、22.4のなお書きおよび22.6のただし書き以下は適用されない。この救助要請はレースエリア毎に掲揚され、クラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- 22.8 指示22に違反するか、またはレース委員会艇の指示に従わない支援艇は、以後の出艇が許可されないほか、当該支援艇に関わるチームの艇は、レース委員会またはプロテスト委員会から抗議されることがある。

## 23 無線通信とトラッキングシステム

- 23.1 [DP] 緊急の場合を除き、艇は無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。この制限は、携帯電話およびGPSにも適用する。ただし、主催者が用意するトラッキングシステムは含まない。
- 23.2 [NP] [DP] レース委員会に指定されたクラスの艇は、レース委員会により準備されたトラッキングシステムの端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。端末機器は指示18.1で行われる出艇申告時に受け取ることができる。端末機器は、帰着申告時に返却しなければならない。なお、クラスの指定は、毎朝7時30分までに公式掲示板に掲示する。

## 24 ごみの処分

ごみは、支援艇または運営艇に渡してもよい。

## 25 賞

賞は、実施要項どおりとする。

## 26 責任の否認

本大会は、競技者が自分自身の責任（規則4「レースをすることの決定」参照。）において参加することが条件であることから、主催団体は、大会前、大会期間中、大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

## 27 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、競技委員会の査定に従うものとする。

## 28 帆走指示書に関する質問

帆走指示書に関する質問は、平成28年9月8日（木）までは文書でのみ受け付ける。

質問の送り先は、次のとおりとする。それ以降は、大会期間中に「プロテスト委員会事務局」に提出することができる。質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示する。

〈送付先〉 愛顔つなぐえひめ国体新居浜市実行委員会事務局

（新居浜市 企画部 国体推進室）

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町1丁目5番1号

TEL：0897-65-1520（内線2240、担当：木村）

FAX：0897-65-1208

電子メールアドレス：kokutai@city.niihama.ehime.jp

添付資料1 レースエリア

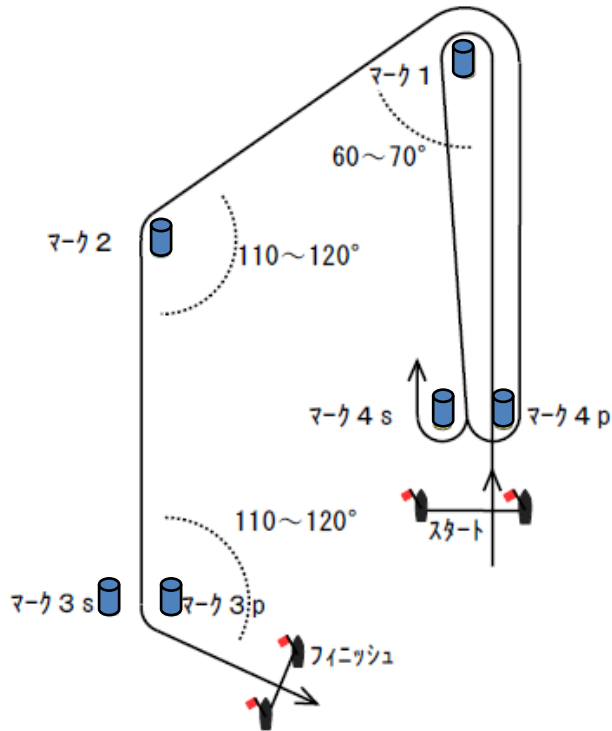


A海面とB海面の位置は、重ならない範囲で、新居浜マリーナに近いエリアを設定する。

添付資料 2 - コース

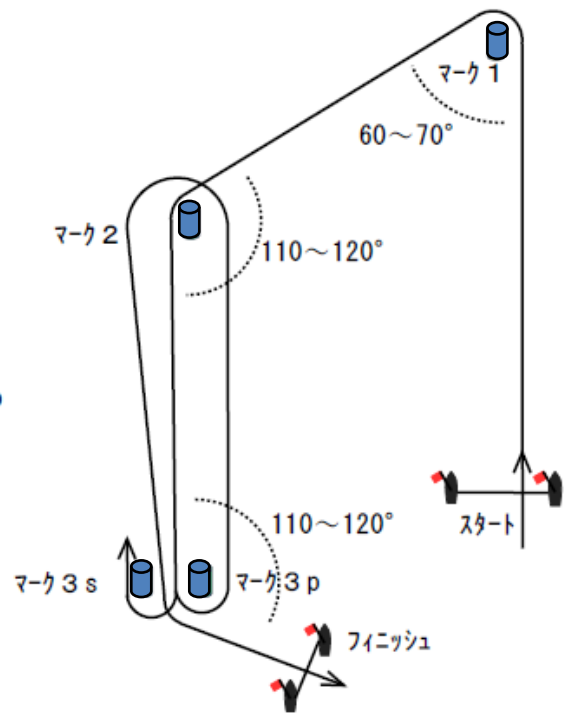
コース “ I ”

トラペゾイド インナーループ  
 スタート-1-4s/4p-1-2-3p-フィニッシュ



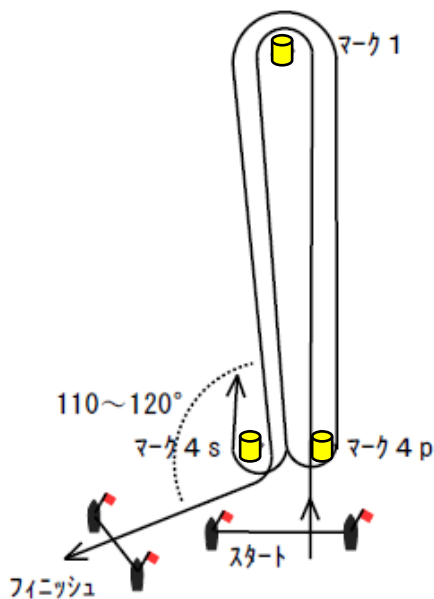
コース “ O ”

トラペゾイド アウターループ  
 スタート-1-2-3s/3p-2-3p-フィニッシュ



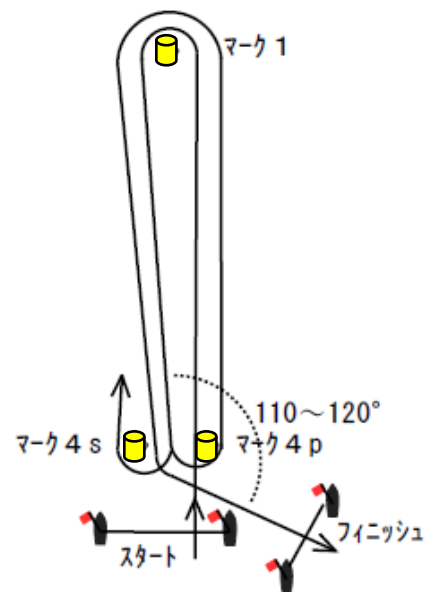
コース “ L G ”

上下・スターボード・フィニッシュ  
 スタート-1-4s/4p-1-4s-フィニッシュ



コース “ L R ”

上下・ポート・フィニッシュ  
 スタート-1-4s/4p-1-4p-フィニッシュ



コース “W”

上下・上フィニッシュ

スタート-1-4s/4p-フィニッシュ

